【民間社員給料】

差　押　債　権　目　録（１）

（請求債権目録(1)の債権について）

１ 金　　　　　　　　円（請求債権目録記載の１）

２ (1)　令和　　　年　　　月から令和　　　年　　　月まで，毎月　　　日限り金　　　　　　　円ずつ（請求債権目録記載の２　　）

(2) 令和　　　年　　　月から令和　　　年　　　月まで，毎月　　　日限り金　　　　　　　円ずつ（請求債権目録記載の２　　）

(3) 令和　　　年　　　月から令和　　　年　　　月まで，毎月　　　日限り金　　　　　　　円ずつ（請求債権目録記載の２　　）

債務者（　　　　　　　勤務）が第三債務者から支給される，本命令送達日以降支払期の到来する下記債権にして，頭書１及び２の金額に満つるまで

ただし，頭書２　　　　　の金額については，その確定期限の到来後に支払期が到来する下記債権に限る。

　　　　　　　　　　　　　　　　　記

１　給料（基本給と諸手当，ただし通勤手当を除く。）から所得税，住民税及び社会保険料を控除した残額の２分の１（ただし，上記残額が月額６６万円を超えるときは，その残額から３３万円を控除した金額）

２　賞与から１と同じ税金等を控除した残額の２分の１（ただし，上記残額が６６万円を超えるときは，その残額から３３万円を控除した金額）

なお，１及び２により弁済しないうちに退職したときは，退職金から所得税及び住民税を控除した残額の２分の１にして，１及び２と合計して頭書金額に満つるまで

差　押　債　権　目　録（２）

（請求債権目録(2)の債権について）

金　　　　　　　　円

債務者（　　　　　　　勤務）が第三債務者から支給される，本命令送達日以降支払期の到来する下記債権にして，頭書金額に満つるまで

　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

１　給料（基本給と諸手当。ただし，通勤手当を除く。）から所得税，住民税及び社会保険料を控除した残額の４分の１（ただし，上記残額が月額４４万円を超えるときは，その残額から３３万円を控除した金額）

２　賞与から１と同じ税金等を控除した残額の４分の１（ただし，上記残額が４４万円を超えるときは，その残額から３３万円を控除した金額）

なお，１及び２により弁済しないうちに退職したときは，退職金から所得税及び住民税を控除した残額の４分の１にして，１及び２と合計して頭書金額に満つるまで

【記載例～養育費子ども２人の記載例】

差　押　債　権　目　録（１）

（請求債権目録(1)の債権について）

１ 金１８０，０００円（請求債権目録記載の１）

２ (1)　平成１９年３月から平成２８年５月まで，毎月末日限り金３０，０００円ずつ（請求債権目録記載の２(1)）

(2)　平成１９年３月から令和元年８月まで，毎月末日限り金３０，０００円ずつ（請求債権目録記載の２(2)）

債務者（　　　　　　　勤務）が第三債務者から支給される，本命令送達日以降支払期の到来する下記債権にして，頭書１及び２の金額に満つるまで

ただし，頭書２の(1)及び(2)の金額については，その確定期限の到来後に支払期が到来する下記債権に限る。

　　　　　　　　　　　　　　　　　記

１　給料（基本給と諸手当，ただし通勤手当を除く。）から所得税，住民税及び社会保険料を控除した残額の２分の１（ただし，上記残額が月額６６万円を超えるときは，その残額から３３万円を控除した金額）

２　賞与から１と同じ税金等を控除した残額の２分の１（ただし，上記残額が６６万円を超えるときは，その残額から３３万円を控除した金額）

なお，１及び２により弁済しないうちに退職したときは，退職金から所得税及び住民税を控除した残額の２分の１にして，１及び２と合計して頭書金額に満つるまで

【記載例】

差　押　債　権　目　録（２）

（請求債権目録(2)の債権について）

金１，０００，３００円

債務者（　　　　　　　勤務）が第三債務者から支給される，本命令送達日以降支払期の到来する下記債権にして，頭書金額に満つるまで

　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

１　給料（基本給と諸手当。ただし，通勤手当を除く。）から所得税，住民税及び社会保険料を控除した残額の４分の１（ただし，上記残額が月額４４万円を超えるときは，その残額から３３万円を控除した金額）

２　賞与から１と同じ税金等を控除した残額の４分の１（ただし，上記残額が４４万円を超えるときは，その残額から３３万円を控除した金額）

なお，１及び２により弁済しないうちに退職したときは，退職金から所得税及び住民税を控除した残額の４分の１にして，１及び２と合計して頭書金額に満つるまで

（注） 本差押債権目録は，民間の正社員の給料の差押えのひな形です。

役員報酬も含む場合やアルバイト，パートで時給，日給等の差押えの場合

は本目録は使えません。その場合は，債権差押目録番号１か３の書式をご覧

ください（３ページ目，４ページ目にあります。）。ただし，扶養料以外の差

押え（本差押債権目録(2)関係）の場合は，差押範囲が２分の１とあるのを

４分の１に訂正して使用してください（詳しくはお問い合わせください。）。